

| No. | 意見の分野     | 御意見の概要  | 市の考え方   |
|-----|-----------|---|---|
| 1   | 条例全般      | 介護福祉士として働いてきた経験上、ごみを溜め込む人、収集癖のある人、物の認知ができない人は、認知症や精神疾患の疑いがある。ごみを溜め込むことに対して、上手く理屈付けをするので、一見して認知症とは判りにくいですが、沢山の認知症の方を見てきた人は、すぐにわかる。人間は綺麗な環境で幸せに暮らせると思うので、条例の素案に賛成します。                       |   |
| 2   | 条例全般      | ごみ屋敷を解消する責任は本人にあるが、その背景には高齢による身体機能の低下、地域からの孤立、認知症等の様々な要因があると考えられる。このような背景を考慮すると、行政による相談や訪問、地域住民による声掛けや見守り等、ごみ屋敷の当事者に「寄り添う」思想が条例の中にあつた方がよい。  |   |
| 3   | 条例全般      | ごみ屋敷となった後のことを考えるとごみ屋敷条例も必要だと思うが、発生させないようにすることが大切だと感じる。例えば、近隣の方と良好な関係を築けていれば、会話することで些細なことでも気づけるので、ごみ屋敷の予防につながると思う。市民の責務に書いてある「不良な生活環境を発生させないよう努める」ということを、どのように実現させるかが重要である。                |   |
| 4   | 条例全般      | 本条例が、行政の正当性の裏付けになるだけではなく、ごみ屋敷の当事者に寄り添い、近隣と良好な関係を築きながら同じ場所に住み続けられるよう、共に解決していく。そのような条例を目指してほしい。   | 本条例では、ごみ屋敷に至る様々な背景を考慮し、当事者に寄り添いながら、個々の事案に応じて、ごみ屋敷の改善を進める必要があると考えております。また、予防や再発防止も重要だと考えており、ごみを撤去するだけでなく、地域の皆様や関係機関等にお願いし、協力しながら、ごみ屋敷の防止にも努めていきます。 |
| 5   | 条例全般      | ごみ屋敷条例の制定を高く評価します。ごみ屋敷に至るまでには様々な原因、生活環境の変化が考えられる。高齢化社会で伴侶を亡くし、一人暮らしから生活が崩れてごみ屋敷化してしまうパターンも考えられる。措置を行う場合にも、ごみ屋敷化してしまう背景を考慮して、親切・丁寧に人権に配慮してほしい。八王子市がやさしい街であることを願っています。                      |   |
| 6   | 条例全般      | 行政代執行等の強制的な措置が盛り込まれているが、それは最終手段であり、その前にできることに最善を尽くすべき。高齢に伴う認知症等が背景にあり、支援により解決を目指すという考え方に同意します。この条例をきっかけに、ごみ屋敷が改善され、近隣の生活環境が健全な状態になることを望みます。   |   |
| 7   | 条例全般      | 一人暮らしの高齢者が増える中で、片づける意思があっても、身体的に困難でついごみ屋敷化してしまう。このような実態があるので、ごみ屋敷条例の制定に賛成します。   |   |
| 8   | 条例全般      | 高齢化が進んでおり、当事者自らがごみ屋敷を解決できないケースが多発する可能性が非常に高いので、柔軟な対応が必要である。   |   |
| 9   | 条例全般      | ごみ屋敷の当事者の人権に配慮し、強制的に立入調査ができないとされているが、近隣住民の人権が忘れられているのではないかと懸念している。  |   |
| 10  | 条例全般      | ごみ屋敷条例の制定に賛成です。実際に実施して、問題が発生した際に、条例を改正できるよう「施行して3年後に修正を検討する」という文言を条例中に記載してほしい。  | ごみ屋敷対策については、事業の評価、進捗管理を行いながら、必要に応じて条例改正も検討します。  |
| 11  | 条例の対象について | 超高齢化に伴い、死去等を理由とした空き家が増加しており、放置された草木や異臭等様々な問題が発生している。近隣との関係も希薄になってきており、関係者と連絡が取れず問題が解決しない例も多いと思う。そこで、近隣の住民が空き家の関係者と連絡が取りやすくなるように、空き家になる場合、市で用意した用紙やボードに、事前に関係者の名前、連絡先等を記入し掲示することを義務化してほしい。 | 管理不全な空き家に対しては、空き家対策の観点から、空家等対策の推進に関する特別措置法や、八王子市空き家の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促していきます。また、居住している間にごみ屋敷となり、その後空き家となった場合は、関連所管が連携し、対応していきます。     |
| 12  | 条例の対象について | 近隣の空き家には、植木を剪定した後の枝や屑が山積みとなって、数年間放置されごみ屋敷化しているのので、空き家対策とリンクさせた条例にしてほしい。   |   |

| No. | 意見の分野     | 御意見の概要   | 市の考え方  |
|-----|-----------|--|--|
| 13  | 条例の対象について | 住んでいる集合住宅の一室に何匹か猫を飼っている人がいる。室内は猫の糞が堆積しており、悪臭を振りまいている。保健所の職員が猫を里子に出すよう説得しているようだが、住民の衛生面を守るために早急に猫を排除すべきである。 | 飼い猫に起因する生活環境の悪化に対しては、八王子市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主に対して適正に管理するよう粘り強く促していきます。  |
| 14  | 条例の対象について | 現行の法令では、私有地内の放置された草木を取り締まれないと聞いている。放置された草木もごみ屋敷条例の対象にしてほしい。  | 空閑地の雑草について、近隣に著しく迷惑を及ぼしていると認められるときは、八王子市民の生活環境を守る条例に基づき、所有者に対し適正に管理するよう促していきます。また、現在作成中の条例は、物品の堆積に起因する不良な生活環境を対象としています。  |
| 15  | 責務について    | 市民の責務について、「不良な生活環境を発生させた場合は、自ら元に戻すこと。」としてほしい。  | 本条例では、「不良な生活環境を発生させた場合は、原則として自ら改善しなければならない。」としています。また、当事者がその状態に至った背景も考慮し、寄り添いながら改善を図っていかねばならないと考えております。そのため、経済的・身体的・精神的な要因と、周囲への生活環境の悪影響の程度を勘案し、排出支援を行うことも想定しています。 |
| 16  | 責務について    | ごみ屋敷の改善にかかる費用は本人負担なのか。   |  |
| 17  | 責務について    | 市民の責務について、「原則として自ら改善しなければならない。」となっているが、原則が適用されない場合について、条例施行規則に明示してほしい。                                     |  |
| 18  | 調査について    | 立入調査について、当事者が拒否した場合であっても、警察官立会いのもと立入調査ができるようにしてほしい。またその際に当事者を任意同行させるよう規定してほしい。                             | 憲法第35条の規定により、裁判所が発する令状がなければ、住居に侵入、捜査を受けることのない権利は侵されないとされており、本条例で規定する立入調査については強制力を持たせられないと考えております。ただし、正当な理由なく立入調査を拒否した場合に過料を科すこととしています。                             |
| 19  | 調査について    | 行政代執行や緊急措置を行う前に、食い止めるためには、立入調査に強制力を持たせたほうが良いのではないかと。   |  |
| 20  | 調査について    | 個人情報を利用する場合は、市は当事者に事前通知することが望ましいと思う。   | 個人情報の目的外利用については、事前通知を行いませんが、八王子市個人情報保護条例に基づき、慎重に取り扱います。  |
| 21  | 調査について    | 個人情報の目的外利用は支援のために行うとなっているが、措置は含まれないのでしょうか。   | 本条例では、まず保健福祉的な支援を行い、改善の見込みがない場合は、命令や、行政代執行等の措置を行うこととしています。個人情報の目的外利用は、支援の段階で行うことを想定しています。  |
| 22  | 調査について    | 立入調査は措置のためと記載されているが、支援のためには行わないのか。   | 立入調査は命令や行政代執行の措置の際に行うことを想定しています。   |
| 23  | 調査について    | 調査を行った際、ごみ屋敷に該当する場合は、「ごみ屋敷の指定」として公示する等、市民に分かりやすい行政手続きを行ってほしい。  | 不良な生活環境に該当するかどうかは個人情報にあたることと、公開することで支援に支障が生じたり、近隣住民や関係者等の一層の負担となる恐れがあるため、公開することは考えておりません。  |
| 24  | 調査について    | 立入調査について「正当な理由なく拒否した場合」の正当な理由について具体的な例示があると分かりやすいと思う。  | 正当な理由とは立入調査に至る手続きに不備があった場合、冠婚葬祭等の理由で代替日を出している場合等を想定しています。規定の仕方については検討していきます。   |
| 25  | 調査について    | ねずみ・害虫の発生、火災発生の恐れを調査し、不良な生活環境を判定する際には、目視確認だけでなく、ネズミ捕獲器・ガス検知管・監視カメラ・ドローン等を用いた堆積状況確認等、客観的な判断を行ってほしい。         | 不良な生活環境の具体的な判定方法については検討していきます。   |
| 26  | 支援について    | 支援の中に保健福祉制度の情報提供等とありますが、問題解決に向けて具体的に何をしようとしているのかイメージできない。分かりやすく市民に伝えてほしい。                                  | 支援については、個々の事案により対応は異なると考えていますが、地域で孤立している方に対して、生活保護法や介護保険法等に関する手続等を紹介したり、関連所管等と連携しながら、当事者に寄り添い、ごみ屋敷の改善を図っていきます。   |
| 27  | 支援について    | 支援の項目が全く理解できない。必要項目であるなら分かりやすく表現を変えるべき。  |  |

| No. | 意見の分野    | 御意見の概要  | 市の考え方  |
|-----|----------|---|--|
| 28  | 支援について   | ごみ屋敷の事例を調べてみると、当事者は高齢者、一人暮らし、もったいない精神が強く捨てられない、片づけが苦手、精神や身体に障害がある等、多岐に渡る。再発防止のためにも、第三者の専門家の力を借り、カウンセリングを行い当事者の心を動かすことが必要。 | 本条例では当事者の背景を考慮し寄り添いながらごみ屋敷の改善を図っていきます。また、必要に応じて有識者で構成される審議会や関係機関等と協力することを想定しています。個々の事案により支援方法は異なると考えておりますが、当事者に寄り添いながら、ごみ屋敷の改善を図っていきます。                  |
| 29  | 支援について   | 一人暮らしの方や障がい者の方に対して、早期に支援できるような条例にしてほしい。   |  |
| 30  | 支援について   | 排出支援を行うための、一定の要件について、条例施行規則で明示してほしい。  | 排出支援を行うための要件と、どのように規定するかは検討していきます。   |
| 31  | 措置について   | 建物の外のごみについて、当事者が片づけられない場合は、市で片づけることができるようにしてほしい。  | 条例の素案では保健福祉的な支援を行っているにもかかわらず、改善の見込みがない場合は行政代執行を行うことを規定しています。   |
| 32  | 措置について   | 指導は口頭で行うのか、それとも書面で行うのか。   | 本条例に基づく指導は原則として書面で行う予定です。  |
| 33  | 措置について   | 命令に従わない場合に「公表」の規定は必要ないか。また、公表を規定する場合、対象者に意見を述べる機会を付与すること、証拠を示すことが必要ではないか。   | ごみ屋敷に至る背景にはセルフネグレクト等が想定され、公表の効果があまり期待できないことから、公表を規定することは考えておりません。なお、命令に違反した場合は過料を科すこととしております。  |
| 34  | 措置について   | 近隣の受忍限度を超えるようなごみ屋敷の場合、原因者の情報を市で登録、公開してほしい。  |  |
| 35  | 措置について   | 近隣の生活環境に悪影響を与えているごみ屋敷の当事者に対して、退去させることができるようにしてほしい。また、なんらかの罰則を設けてほしい。  | 行政代執行法第1条において、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる」とこととされており、条例において本人の意思に反し、退去や身体検査など、独自の規定を定めることはできません。なお、罰則については、命令に違反した場合は過料を科すこととしております。 |
| 36  | 措置について   | 近隣の受忍限度を超えるようなごみ屋敷の場合、定期的な身体検査の受診を義務付けるようにしてほしい。  |  |
| 37  | 措置について   | 行政代執行を行った際に、当事者から費用が徴収できるのか疑問が残る。   | 行政代執行法に基づき、代執行に係る費用については、事由の如何を問わず当事者に対して請求を行っていきます。   |
| 38  | 措置について   | 措置について「改善の見込みがない」となっているが、どのように判断するのか。判断基準を明示し、市民に分かりやすい形にしてほしい。   | 具体的な対応は個々の事案によって異なるものと考えているため、外部有識者で構成される審議会で見解を聞きながら判断し、ごみ屋敷の改善を図っていきます。  |
| 39  | 措置について   | 賃貸の場合は、ごみ屋敷の所有者にも行政指導ができる条例にしてほしい。  | 当事者が確知できない場合は、所有者等に対し指導を行うことも想定しています。  |
| 40  | 対策会議について | 対策会議を設置するとあるが、主催者(責任部署)は誰になるのか、条例中に明示すべき。   | 条例に明示しませんが、本条例を所管するごみ減量対策課が対策会議の事務局となり、関連所管と連携し、対応していきます。  |
| 41  | 審議会について  | 審議会の委員は誰が任命するのか。また、何名で構成されるのか。  | 審議会の委員は市長が任命します。委員の人数等については検討していきます。   |
| 42  | 審議会について  | 審議会を設置するとあるが、委員の人数や開催頻度はどの程度なのか。  |  |
| 43  | 審議会について  | 審議会に近隣住民を委員や参考人として参加できるような形にした方がよい。   |  |

| No. | 意見の分野       | 御意見の概要   | 市の考え方   |
|-----|-------------|--|---|
| 44  | 罰則について      | 過料の金額はいくらか。  | 具体的な金額については検討していきます。  |
| 45  | その他         | 隣がごみ屋敷になっている。ごみを敷地内に投げ込まれたり、害虫や悪臭で悩まされ、火災の発生も心配している。個人では何もできないので、ごみ屋敷条例を早急に制定し、住みやすい八王子にしてほしい。 | 保健福祉的な支援を行っているにもかかわらず、改善の見込みがない場合は、指導、勧告、命令、行政代執行といった措置を行いごみ屋敷の改善を図ります。               |
| 46  | その他         | 報道で度々ごみ屋敷を見かけるが、行政の対応が遅いといつも思っていた。八王子市はスピード感を持って対応してほしい。                                       |   |
| 47  | その他         | 問題の深刻さに応じた迅速な対応をしてほしい。   |   |
| 48  | その他         | 調査の項目について主語を明示してほしい。   | 市民の皆様に分かりやすい条例になるよう、表現を検討していきます。  |
| 49  | その他         | 支援の項目について主語を明示してほしい。   |   |
| 50  | その他         | 支援の項目について、「支援を行うことができる。」とするより、主語を明示したうえで「支援を行う。」とした方が、市の責務を簡潔に表現できてよいと思う。                      |   |
| 51  | その他         | 立入調査について、調査の項目の「本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできません」と罰則の項目の「職員による立入調査を正当な理由なく拒否した場合」の関連性が判りにくい。       |   |
| 52  | その他         | 条例を立案するにあたり、八王子のごみ屋敷の現状はどうなのか。   | 市内にも、長期間に渡り、近隣の生活環境を悪化させているごみ屋敷が存在しています。  |
| 53  | その他         | 条例施行後、どのようにごみ屋敷を把握するのか。市民からの通報を待つだけでなく、全地域を定期的に調査する等の方策を講じないと、他力本願となり成果が期待できないことになる。           | ごみ屋敷を把握するために、条例の周知をしたうえで、地域の皆様や所有者等と協力しながら情報を集約していきます。                                |
| 54  | その他         | 条例の素案としては良いと思うが、要綱で定めるような細かい項目や対応策、考え方を市民に伝えることが必要。  | 今後、条例施行規則や要綱等を定め、リーフレットを作成し、市民に広く周知する予定です。  |
| 55  | ごみの持ち去りについて | ごみの持ち去りについて、罰金を20万円以下ではなく、50万円以下としてほしい。  | 罰金の金額については、現在の八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例で規定されている金額や、他自治体との罰金の金額を勘案し、20万円以下が適切だと考えております。 |
| 56  | ごみの持ち去りについて | ごみ・資源物の持ち去りの罰金について、不法投棄と同様に周辺環境の悪化を招くものなので、20万円以下ではなく100万円以下等重くしてほしい。                          |   |